

## 令和7年度第3回 新潟市男女共同参画審議会会議録

日 時	令和7年8月5日(火) 10:00～12:00
会 場	新潟市役所本館6階 第2委員会室
出席者 (委員10名)	大島委員、小奈委員、齊藤委員、佐藤委員、杉原委員、田覓委員、仲屋委員、三須委員、吉田委員、渡邊委員
傍聴者	2名
次 第	<p>1 開会      2 議事      　(1) 第5次新潟市男女共同参画行動計画の策定について      　　・目標1～4 (案)      　　・目標5～6 (案)      　　・施策の体系 (案)      3 その他      4 閉会</p>
事務局	<p>ただいまから令和7年度第3回新潟市男女共同参画審議会を開催します。</p> <p>本日は15名の委員のうち、10名のご出席をいただいております。この審議会は新潟市男女共同参画推進条例施行規則第15条第2項により、委員定数の半数以上をもって開催することとなっておりますので、会議が成立していることをご報告します。</p> <p>続きまして、男女共同参画課長からご挨拶を申し上げます。</p>
男女共同参画課長	<p>本日はお忙しい中、第3回新潟市男女共同参画審議会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>本日は、第5次新潟市男女共同参画行動計画の目標1～6及び施策の体系案について、皆様からご意見をいただきます。</p> <p>今後、9月12日開催の第4回審議会で指標を含めた計画全体について審議いただいた後、10月に開催予定の第5回審議会で、審議会の素案をまとめますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p> <p>本日は、限られた時間ではありますが、委員の皆様から多くのご意見をお聞かせいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。会議次第のほかに、会議次第の下に書いてある配布資料を併せてご覧ください。1枚目の会議次第、次に審議会の委員名簿、本日の座席表、その次からは各資料の主に右肩部分に資料番号が入っておりますが、資料1、A3横の屏風折りになっている施策の体系案、資料2の目標1から4の事務局案がございます。その後、資料3としまして、各委員からいただきました意見をまとめたものです。資料4が今回初出しになりますが、目標5と6についての事務局案です。そのほかに、資料5が8月12日までに意見いただくための意見記入シート、最後に、過去の審議会でお出ししておりますが、今年度の行動計画の策定スケ</p>

	<p>ジユール、A4の1枚ものとなっております。そのほか、あとでご説明しますが、アルザにいがたの情報紙と講座のご案内のチラシを置かせていただきました。不足資料や記載内容の誤り等ありましたら、その都度、事務局までお知らせいただければと思います。</p> <p>最初に参考資料のご説明をしますが、第5次新潟市男女共同参画行動計画の策定スケジュールをご覧いただければと思います。</p> <p>本日の第3回審議会が8月5日開催ということで中ほどに書いてございます。本日は、6月開催の第2回審議会終了後、皆様からいただいたご意見を踏まえ、修正した目標1から4と、本日ご説明いたします目標5と6、最後に施策体系について審議をいただきます。次回、9月12日開催の第4回審議会では、目標1から6のほか、指標を含めました計画全体についての審議をいただきます。その後、10月開催予定の第5回で審議会としての素案をまとめるという流れで考えております。12月に議会への報告を行い、その後パブリックコメントを実施したのち、最終案としまして2月に審議会から市へ答申をいただく予定となっております。</p> <p>ここからの議事は、杉原会長にお願いいたします。</p>
杉原会長	議事（1）第5次新潟市男女共同参画行動計画の策定についてのうち、目標1～4（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>資料2と資料3をご覧ください。こちらは第2回審議会終了後、委員の皆様からいただいた意見を検討しまして、事務局で修正を行ったものです。資料2は目標1から4の修正案、資料3は各委員の意見に対する対応をまとめたものとなっております。これから、目標1から4の順番に検討をしていただきます。資料3を参考にしながら、修正案についてご意見をいただければと思っております。目標ごとに事務局から修正の内容を説明したあと、ご意見をいただきます。説明を含め、各目標、少し細かいのですが、12分程度で予定をしております。</p> <p>また、ご意見につきましては、8月12日までに資料5の意見記入シートによりまして、先日お送りしたデータでもけっこうですし、こちらのペーパーでもけっこうですので、提出をお願いしたいと考えております。</p>
杉原会長	<p>ただいまご説明いただいたとおり、今日、六つ目標があつて、12時までということですので、審議の途中で打ち切るというかそういうことも起きるかもしれないのですが、そのあと、書面での意見の提出といった形でフォローしていくたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。</p> <p>最初に目標1の内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>目標1について説明させていただきます。</p> <p>資料3の2ページ、11番のご意見です。資料2の2、3ページも併せてご覧いただきたいと思います。</p> <p>男女の地位について「平等である」と感じている人の割合が、資料2の3ページ、図3-1-2を見ても、前回からどの程度増加したのか分からぬというご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえまして、資料2の2ページ、上から6行目、赤字の部分です、「令和元年の前回調査より、「家庭生活」</p>

	<p>「職場」において、1割近く増加」したことを追加で記載いたしました。</p> <p>続きまして資料3の2ページ、13番のご意見です。資料2の3ページも併せてご覧ください。男女の地位の平等感を全国と比較してみると、新潟市は地域社会、法律や制度などにおいて男女差が非常に大きいのが特徴であるというご意見をいただきました。いただいたご意見をふまえまして、資料2の3ページ、1段落目、赤字の部分です。「全国調査と比較すると、本市では「地域社会」「法律や制度」等において、男女で平等感の差があります」と追加で記載いたしました。</p> <p>続きまして資料3の3ページ、18番のご意見です。資料2の5ページも併せてご覧ください。資料2の5ページ、具体的な取組（1）④アについて、男女共同参画を推進する人材について具体的な記述をしてほしいというご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえまして、男女共同参画にかかる「事業の企画等の」活動を通して、男女共同参画を推進する人材を育成しますといったしました。</p> <p>続きまして資料3の2ページ、10番のご意見についてです。資料2の6ページも併せてご覧ください。具体的な取組（3）の①イ、男性トイレのベビーベッド整備についてご意見をいただきました。ご意見を踏まえまして、男性トイレに限定せず、「男性が乳幼児のおむつを交換できるスペースの整備」といたしました。</p> <p>目標1の説明については以上です。</p>
杉原会長	ご質問、ご意見等、ございましたらよろしくお願ひいたします。
佐藤委員	<p>女のスペース・にいがたの佐藤といいます。</p> <p>私たちからは、前にも要望していた、資料3によると、4番の社会制度・慣行等の見直しと意識の改革ということで、男性が優位と感じるなかで一番高いのは、社会的慣行よりも政治の場における不平等感なのです。この政治の場における不平等感を何とか解消するために、ぜひ施策の中に盛り込んでほしいということで以前よりお願いしておりましたが、なおも重ねてお願いしたいと思います。</p> <p>検討会にも参加させていただいていますが、検討会の資料で、市から提出いただいたさいたま市にも、政治の場における平等を推進していくこととか書いてありますし、盛り込まれない理由というか、盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>というもの、今、皆さんご承知のとおり、ジェンダーギャップ指数が世界で148中118番となっています。健康とか教育ではかなり高いところにいるのですが、足を引っ張っているのはやはり政治の分野なのです。今年、政治の分野で何とか、目標にもかかわりますが、そういう政策、制度設計の決定する場に議員、あるいは閣僚とか、そういう人たちが増えていくことは、男女平等社会の実現に向けてとても大事だと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。</p>
杉原会長	具体的に、どういう記述がとか、どういうデータがとかありますでしょうか。何か、どういう形のものを入れるというような案。

佐藤委員	目標1の3ページです。3ページに、■社会制度・慣行等の見直しと意識の改革というところがありますが、この中に、政治の場における不平等感があると、それが問題であるということを一つ入れていただきたい、5ページの具体的な取組のところで、政治の場における女性の参画を推進という項目を一つ入れていただけるといいなと思っています。
事務局	ご意見ありがとうございました。さいたま市の計画に記載があるということなので、他都市や国の計画も見ながら検討させていただきたいと思います。
杉原会長	続きまして目標2について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p>資料3の6ページをご覧ください。</p> <p>働く場における意思決定の場への女性の参画状況が、全国的に低い、その分析が必要というご意見をいただきました。資料2の9ページをご覧ください。</p> <p>■働く場における意思決定の場への女性の参画状況のところの1から4行目及び図3-2-5について、前回調査よりも低い分析が必要だというご意見をいただきました。働く場における意思決定の場への女性の参画状況は、全国的に前回調査、平成27年に実施した調査ですが、それよりも減少傾向ですが、現時点ではその背景となる要因の把握には至っていません。「政令市平均と比べると低く」のあとに赤字で追記しましたが、「また同様に、全国的に平成27(2015)年よりも低くなっています」という文言を追記し、現状について詳細に記載しました。</p> <p>続きまして資料3の8ページをご覧ください。38番のご意見です。併せて、資料2の10ページをご覧ください。■防災における男女共同参画について、防災の男女共同参画推進は力を入れて記述してほしいというご意見をいただきました。10ページの2段落目に、基礎調査の記載を追加しました。また、基礎調査の問20「災害対応として必要なこと」で得られた図を11ページにグラフとして追加いたしました。</p> <p>続きまして資料3の7ページ、32番をご覧ください。併せて資料2の12ページをご覧ください。資料2の12ページの具体的取組(1)②イのところについて、「管理職にふさわしい能力を持つ職員の登用を」というところを、「管理職を受け、責任を持つことへのサポートやネットワークづくりを」に修正してほしいというご意見をいただきました。関係課にも確認し、女性職員が管理職を担う際の心理的な負担軽減や、業務を円滑に進めるためのネットワークづくり、これを新潟県と協働で実施している女性のためのキャリアサポート研修などを通して取り組んでいるため、具体的取組(1)②ア「能力開発のための研修の実施」のところを「能力開発やキャリア形成のための研修の実施」に修正することといたしました。</p> <p>続きまして資料3の同じく7ページの33番をご覧ください。併せて資料2の12ページをご覧ください。具体的取組(2)①ウについて、冒頭に「自治会PTAなど」を追加してほしいというご意見をいただきました。ご意見の趣旨を踏まえ、「自治会活動など」を赤字のところに追加いたしました。</p> <p>資料2としては以上になります。</p>

杉原会長	ご意見、ご質問ございますでしょうか。
佐藤委員	<p>先ほど目標1のところでお話させていただいたのですが、いわゆる、目標2の政策・方針決定の場合の女性の参画促進というこの目標2に本当はかかわっていて、政治の場における男女平等の推進ということはこの目標2にもかかわっていて、先ほど申し上げたことを12ページの具体的な取組の中で、「政治の意思決定の場合の参画の推進」というような項目を立てていただきたい。</p> <p>具体的には、女性の政治参加の重要性について、セミナーや研修や広報活動を行い、政治的役割を担える女性の人材育成を図る等の内容を追記していただけるとありがたいと思いましたので、よろしくお願ひします。</p>
事務局	先ほど目標1でもいただいたご意見を踏まえて、検討させていただきたいと思います。
杉原会長	<p>ほかに何かございますでしょうか。</p> <p>管理職とか、この、何となく頭打ちになっている感じはあるのです。審議会の割合などについても。そういう誤差の関係で上がったり下がったりしているという印象が見ていて受けたりしました。ですから、細かい背景は多分分からないとは思うのですが、ぜひ力を入れてやっていただけたらと思います。</p> <p>ほかにありますでしょうか。もしなければ目標2はこれで終了ということにしたいと思います。</p> <p>続きまして目標3について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして目標3について説明させていただきます。</p> <p>資料3の9ページ、40番のご意見をご覧ください。併せて資料2の20ページもご覧ください。20ページの具体的取組（1）①のところに、育児介護休業法改正法が令和7年4月から実施されるため、情報提供、啓発に努めるという文言を追加したほうがいいのではないかとのご意見がありました。資料3の10ページの46番のご意見ですか、11ページの52番のご意見でも同様のご意見がありました。ご指摘いただいた点を踏まえまして、資料2の20ページですが、具体的取組（1）のタイトルです。これを「労働関係法令や制度の周知・調査、雇用の分野における啓発」というタイトルに修正しまして、多くの関連法令をまとめた表現及び具体的取組（1）①のウ、エを含む表現に修正させていただきました。</p> <p>続きまして資料3の9ページ、43番のご意見をご覧ください。資料2の16ページも併せてご覧ください。真ん中のところです。現状と課題の部分で文章がございますが、17ページにある図3-3-4、この図を説明する文章に「女性の」というものを追加したほうが良いのではないかというご意見をいただきました。ご指摘いただいた点を踏まえまして、文章の一番初めのところです、「本市における女性の年齢階級別労働力率」という表現に修正させていただきました。</p> <p>続きまして資料3の9ページ、44番のご意見をご覧ください。併せて資料2の17ページもご覧ください。現状と課題の部分で、基礎調査の結果を説明する文章の中に、「また、これらの調査からは、保育、介護、家事という仕事の分担だけではなく、精神的な応援やエンパワメントが必要であることが伺われる」</p>

	<p>との文言を追加したほうがいいとのご指摘をいただきました。ご指摘いただいた点を踏まえまして、資料2の17ページの最後のところに「また、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」の回答が2割を超えている状況から、エンパワメントの重要性について意識啓発していく必要があります」の部分を追加しました。</p> <p>続きまして資料3の9ページ、45番のご意見をご覧ください。併せて資料2の19ページもご覧ください。現状と課題の部分で、第4次行動計画にはあった女性活躍推進法という文言をなぜなくしたのかとのご指摘をいただきました。女性活躍推進法の文言は残したほうがいいと判断させていただき、赤字の部分「また、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体の責務として、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、これを行うことが必要です」という文章を追加いたしました。</p> <p>続きまして資料3の10ページ、47番のご意見をご覧ください。併せて資料2の21ページをご覧ください。具体的取組(3)③のタイトルについて、自営業という文言が入っているが、具体的取組に自営業に関する記載がないため、なにもやらないように見えるとのご指摘をいただきました。また、資料3の12ページにある58番のご意見をご覧ください。58番のところでも、具体的取組(3)③ウのところが、③に入っていていいのかとのご指摘もいただきました。ご指摘いただいた点を踏まえまして、資料2の21ページなのですが、③のところのタイトルを「職業におけるあらゆる分野での男女共同参画」に修正させていただきました。</p> <p>続いて資料3の11ページ、51番のご意見をご覧ください。併せて資料2の16ページをご覧ください。現状と課題の部分で、育児等で離職した人への再就職支援の記載も入れてほしいとのご指摘をいただきました。ご指摘いただいた点を踏まえまして、「また、育児・介護等により一時離職した人への再就職の支援も必要です」という文言を追加しました。</p> <p>続いて資料3の11ページ、56番のご意見をご覧ください。併せて資料2の21ページをご覧ください。21ページの具体的取組(3)①エとオの二つの項目について、違いが分からないとのご指摘をいただきました。ご指摘いただいた点を踏まえまして、具体的取組(3)①エ、オを一つにまとめ、「講座の開催等を通じて、女性の職業生活での活躍に向けた情報提供や啓発に取り組みます」とさせていただきました。</p> <p>最後に、資料3の12ページ、57番のご意見をご覧ください。併せて資料2の21ページをご覧ください。具体的取組(3)②アの内容が誰を対象にした取組なのか分からないとのご指摘をいただきました。ご指摘いただいた点を踏まえまして、「企業に」という文言を追記し、誰に対する取組なのかを明確にさせていただきました。</p> <p>目標3については以上です。</p>
杉原会長	ただいまの説明に関しましてのご質問、ご意見ございましたらよろしくお願ひいたします。
佐藤委員	資料3の44番で、これは私たちが提案させていただいたのですが、「これら

	<p>の調査からは、保育・介護・家事という仕事の分担だけではなく、精神的な応援やエンパワメントが必要であることが伺われる。この課題にも取り組む必要がある」ということで、資料2の17ページに赤字で追記していただいたのですが、私たちはこういうつもりで提案させていただいたのではなくて、基礎調査にもあるように、一番は、18ページの図3-3-5なのですが、なぜリーダーになることを妨げているのかというと、夫や家族の支援が十分でない、公的サービスが十分でない、上司や同僚、部下、男性の支援がないということで、結果、女性が「私、いいや、そんな辛いのであればリーダーにならなくても」と言っているのであって、女性の意識だけを変えていけばいいのだということではなく、むしろ、夫や家族の支援であったり、上司や部下、企業の中での管理者の支援であったり、介護サービスとか育児サービスの支援、そういうものが不十分なので十分なものにしていっていただきたいというつもりで提案したのです。</p> <p>ですから、ここで言う、女性がリーダーになりたくないという文言の追加は全然私たちの意図とは違うので、もしほかの方が追記したほうがよいということであれば別ですが、私たちは追記しないでほしい。結果として女性がリーダーとして辛いなと思って希望しないだけであって、それは政府政策、環境の問題なのだからということがあるので、ここは削除してほしいと思います。</p>
杉原会長	<p>私もこれを読んだときに、女性の意識が低いのが悪いというふうに読めたので、追記するにしても書き方とかを少し考えるとか、今、削除という意見が出ました。事務局、よろしくお願ひできればと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>文章については検討させていただきます。</p> <p>前半にご指摘いただいた、夫や家族の支援が十分ではないという文言は、資料2の17ページの2段落目以降に、夫や家族の協力が十分ではない割合が高くて、それを改善することで挑戦する意欲が向上する可能性を示していますというような分析結果を載せてはいるのですが。</p>
佐藤委員	<p>分かります。ただ、私たちは家事、育児を分担すればいいということではなくて、分担したときに、それが当たり前であって、男性も育児をするのは当たり前であって、「ありがとう」と言わなくてもいい、堂々と家事、育児が分担できるような、精神的な、メンタル的なものを高めていくことが、重要だと思っているので、単に分担することではないということがあるのです。どう表現していくか分からないですが。</p>
事務局	今回、追加した文章については検討させていただきたいと思います。
杉原会長	<p>私も、意見を寄せたものとほかの方の意見も合わさって、一部、文言を変更した、農業や自営業云々というここなのですが。どういう文言がいいか今すぐ思い浮かばないのですが、職業におけるあらゆる分野というふうに今のところはなっているのですが、少し曖昧で広すぎるかなという印象を少し受けました。職業であらゆると言ったら全部入ってしまうみたいなので、どういう内容がいいのか分からないのですが、少し何かいい表現がないか、ご検討いただければと思います。</p> <p>ほかにご意見ござりますでしょうか。</p>

佐藤委員	<p>私たちもこの 21 ページの「農業や自営業等」を取るだけでいいというか、「女性の参画が少ない職業におけるあらゆる分野での男女共同参画」というふうにしたほうがいいのではないかという意見は出ていました。</p> <p>やはり農業はきついのです。書いてもらえば一番いいのですが、農業は本当にまだ封建的で家父長的で大変な状況で、そこがアップしていくと社会が変わっていくような気もしますので、削るならこれだけ削っていただいて、それもいいが、削らなくてもいいような気もするのです。</p>
杉原会長	<p>私もこれを書いたときには、自営業向けの対策がない、農業も自営業といえば自営業なのですが、対策、政策がないから何かきれいごとだけ並べているみたいな印象になってしまったので、施策のほうに追加するかなと思ったら上の文言を削ってきたという感じなので。農業だけをピックアップすると角が立つかなということがもしかしてあるのかなとも思ったりしたのですが。農業を入れてもいいかなという気もしますし、その辺の判断、もう少し練っていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>農業のところで女性の参画が少ないと一概に言えないという、意外に進んでいる部分もあるというところで、農業という具体的な文言を削ったりしたところなのです。</p>
佐藤委員	<p>農協の委員への参画とかは、新潟市もかなり頑張ったのです。</p> <p>農業委員への女性参画みたいなところで、新潟市も各委員、随分頑張って伸びてきていると思いますが、やはり決定の場には女性は少ないと言われています。データがないのでごめんなさい。</p>
事務局	表現について、また検討させていただきたいと思います。
杉原会長	<p>どういう表現がいいのか今すぐ浮かばないのですが。ご検討いただければと思います。</p> <p>ほかにご意見ございますでしょうか。次、目標 4 よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、目標 4 について説明させていただきます。</p> <p>資料 3 の 12 ページをご覧ください。併せて資料 2 の 28 ページを開いてください。資料 3 の目標 4、59 番のご意見なのですが、家事等に従事していても、キャリアアップに支障がない環境を整えるため、企業にインセンティブを与えることで企業自体の考え方も変わるものではないかというようなご意見をいただきました。それと、資料 3 の 14 ページ、71 番に、具体的取組として職場の風土づくりへの具体策が乏しいというようなご意見をいただきました。それを踏まえまして、資料 2 の 28 ページなのですが、具体的取組（1）②アなのですが、こちらに「企業にインセンティブを付与するなど」の文言を追記させていただきました。なお、参考に、令和 7 年度より、男性の育児休業取得に関連して、事業主向けの奨励金を開始しております。</p> <p>次に移りまして、資料 3 の 13 ページをご覧ください。併せて資料 2 の 24 ページをご覧ください。現状と課題についてなのですが、63 番です。仕事と家庭生活、女性が職業を持ち続けていく上で課題となることという基礎調査の設問に対して、「家事や育児・介護との両立が難しい」という声が多いことに関して、どのような支援が有効か調査し、応える必要があるとのご意見をいただきまし</p>

	<p>た。ご指摘いただいた点を踏まえまして、資料2の24ページの後段の部分になるのですが、「家事や育児・介護等にかかる負担が仕事を継続するうえでの課題になっていることから、仕事と家庭生活の両立に向けた環境整備が必要」の文言を追記させていただきました。</p> <p>続きまして資料3の14ページをご覧ください。併せて資料2の24ページの上半分です。71番のご意見なのですが、3番目の・です。現状と課題の長時間労働の是正と職場風土の改革について、長時間労働が精神的負担を抱える男性が多く、男性が暮らしやすい社会となっていないとのご意見、ご指摘をいただきました。ご指摘いただいた点を踏まえまして、24ページの一番上の部分です。男性側の視点も取り入れまして、「長時間の勤務により、男性が地域や家庭に活躍の場を広げることを望んでいても、叶っていない場合もあると考えられます」という文言を追記させていただきました。</p> <p>続いて資料3の15ページをお開きください。74番のご意見です。資料2の26ページをお開きください。資料3の74番のご意見ですが、現状と課題の部分についてです。図3-4-7や文章について、政令市の中でも共働き率が79.6パーセント、最高であり、市としてこのことについてどう分析しているのか入れてもよいのではとのご指摘をいただきました。ご指摘いただいた点を踏まえまして、資料2の26ページですが、「他の政令指定都市と比べて、女性の職業生活での活躍が進んでいる一方、図3-4-6でみられるおり、家事や育児・介護と仕事との両立が課題となっています」という文言を追記させていただきました。</p> <p>最後に資料3の16ページをお開きください。併せて資料2の29、30ページです。資料3の16ページの78番についてなのですが、具体的取組（3）①セクシャル・ハラスメント等のハラスメントの防止の部分についてなのですが、今年度6月にハラスメント対策に関する法改正が成立したことを踏まえて、カスタマーハラスメント対策の義務化や求職者等に対するセクハラ対策の義務化といったことに触れてもよいのではとのご意見をいただきました。ご指摘いただいた点を踏まえまして、資料2の29ページ、具体的取組（3）①に、30ページになるのですが、こちらに「求職者等へのハラスメントやカスタマーハラスメント」ということで、求職者等へのハラスメントとカスタマーハラスメントという部分を追記させていただきました。</p> <p>目標4については、説明は以上になります。</p>
杉原会長	ご意見、ご質問ございましたらお願ひいたします。
佐藤委員	まず質問なのですが、24ページの下段、追記されたことはいいのですが、その後に「育児休業や介護休業などの制度が十分でない」という文言を消してありますが、これは事実なので、削除したのはどうしてでしょうか。
事務局	ここについては、グラフを見ると分かるデータになっておりますので、まずは一番上の項目をピックアップするという意味で、削除するのもありかなという事務局側の意見です。
佐藤委員	グラフを見ても分かるような文言は今まで記入いただいているので、特出というかあったほうが啓発にはなるという気がするのです。

事務局	承知しました。委員の皆さん、異論ないようであれば、こちらを残すような形とさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。ありがとうございます。
佐藤委員	もう1点は、あの施策の体系のほうでも提案というかお願いさせていただこうと思っていたのですが、目標4の26ページにひとり親家庭の現状、下段に書いてあります。そして、29ページには、ひとり親家庭等の、④です、支援が書いてありますが、これは、私たち、検討会でもお願いさせていただいたのですが、ひとり親家庭をワーク・ライフ・バランスの視点からとらえるのではなくて、むしろ、困難を抱えた、あるいは前回の政策の体系では、貧困生活上の困難を抱えた人ということで、施策の方向性にも書いて、具体的な取組のほうに項目立てしてありましたので、今回、5と6を見てみると、あとで議論していただければいいと思うのですが、ひとり親家庭の支援に関しては特別に項目立てをしていただきたいということを検討していただきたいと思います。この目標4で済む話ではないと思いました。
事務局	このあと、佐藤委員おっしゃったように、目標6のところでひとり親についての現状課題、具体的取組について盛り込んでおり、それについてのご説明をするのですが、そういったひとり親家庭の方の働き方という部分での支援を、目標4のワーク・ライフ・バランスの部分として、そういったひとり親の方についても働き方の支援として盛り込ませていただいているので、必ずしも、100ゼロというか、6に盛り込むからここをカットするというか、そういう意図ではないのですが、目標4にも、何かしらやはりひとり親の方の働き方についても記述は必要だと思っておりますので目標4にあげさせていただいておりますので、これがすべてではないのですが、いかがでしょうか。
佐藤委員	承知しました。前回も、第4次のときも目標4に入っていて目標6にも入っていたので、再掲という形でよろしいかと思いましたが、今回、目標6のところには、施策の方向にも、あるいは具体的な取組という体系の中に、書いてありましたか。見つけられなかったのですが。
杉原会長	ほかにご意見ございますでしょうか。 次に目標5、6について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	目標5について説明をいたします。資料4をご覧ください。 今回、計画としては1から6までという立てつけになっておりますが、この行動計画の計画案のうち、目標5と6につきましては、女性支援法と改正DV防止法に基づく施策を反映させる必要がありましたので、新潟市困難な問題を抱える女性への支援および配偶者等からの暴力防止、被害者支援に関する検討会を別途設置しまして、女性支援団体や関係機関の皆様から3回にわたりご意見を伺いました。男女共同参画審議会からは、本日ご欠席の方もおられますが、有森委員、大島委員、佐藤委員、橘委員に検討会委員としてご参加いただきました。どうもありがとうございました。 本日、出席された審議会の委員を代表しまして、大島委員から、検討会に関するご報告をお願いします。
大島委員	私が参加した新潟市困難な問題を抱える女性への支援および配偶者等からの

	<p>暴力防止、被害者支援に関する検討会について報告いたします。</p> <p>この検討会は、女性支援法と改正DV防止法という二つの法律に基づいて、新潟市が今後、女性支援とDV防止、被害者保護のための施策を実施するための基本的な計画を策定するにあたり、学識経験者、民間団体、関係機関の委員から、日ごろの活動や業務内容、その中で見える課題、今後必要と思われる取組について意見を聞き、その意見を計画策定に反映させるために設置されたもので、3月から3回にわたり開催されました。</p> <p>検討会では、民間団体や関係機関を対象に、事前に実施したアンケート結果や出席委員からの説明により、相談状況や課題の共有を行いました。共有した内容を踏まえ、事務局が作成した検討資料をたたき台として、意見交換や質疑応答を行いました。</p> <p>検討会は7月2日の第3回をもって終了しましたが、委員から出された意見や事務局で反映させたものが資料4の第5次計画案の目標5、6に該当する部分です。検討会の概要をお話しましたが、内容については、このあと事務局が説明します。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
事務局	<p>これから目標5と6につきましては、目標1から4と同様に、目標ごとに事務局から内容を説明させていただいたあと、ご意見をいただきたいと思います。説明を含めまして、各目標、12分程度でお願いしたいと思います。</p> <p>資料4の目標5の部分を、私から説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず目標5です。「性に関する理解と生涯にわたる健康の確保」となっております。こちらは、男女共同参画と計画との関連が記載されている部分となっております。国の基本計画では、男女共同参画社会の形成にあたっては、男女の身体的性差に関する相互の理解と尊重が必要とされております。第4次の市の計画でもこの目標が設定されていました。他の自治体におきましても、同様の項目を入れているところが見受けられます。</p> <p>ここで資料1の体系図、A3横の資料ですが、こちらをご覧いただければと思います。女性支援法では、女性特有の問題としまして、予期せぬ妊娠や妊娠に関連する支援を記載しております。こちらが目標5の内容とも合致することから、施策の体系図の目標5の部分のところにも、ピンク色のアイコン的な部分になりますが、目印がありますけれど、女性支援ということで目標5にも表記をさせていただきました。</p> <p>再度、資料4の1ページをご覧いただければと思います。</p> <p>目標5なのですが、現況と課題につきましては、大きく分けて二つあります。</p> <p>一つ目は、性に関する正しい理解の促進です。若い世代から、男女の互いの性を理解し、人権を尊重することが必要であり、行った基礎調査では、学校における性教育、学校における女性と権利に関する教育が上位にあがっていることや関連する内容を記載しております。また、女性支援法に関連して、若年層の妊娠や望まない妊娠に関する記載を追加しました。</p> <p>資料4の2ページ目をご覧ください。現状と課題の二つ目ですが、生涯にわたる健康の確保です。男女は、それぞれ性別や年代によって健康課題が異なり</p>

	<p>ます。女性は妊娠や出産をはじめ、ライフステージごとに支援が必要なことが記載されておりますが、第5次では、仕事と健康課題の両立に関する記載を新たに追加しております。</p> <p>3ページをご覧ください。この二つ現状と課題に対する具体的取組ですが、まずは（1）性を理解・尊重するための啓発活動の推進と（2）生涯を通じた健康づくりの支援、こちらを第4次計画と同様に記載しております。</p> <p>まず（1）の性を理解・尊重するための啓発活動の推進。こちらでは、性に関する正しい知識と、望まない妊娠や性感染症の適切な予防行動の普及啓発などを記載しております。デートDV防止セミナーは、現在の第4次計画では、これから次にお話する目標6の、若い世代に向けたDV防止の取組の一つとしていますが、互いの性を理解し、尊重する。自分自身と他者の心と体を大切にするという趣旨は目標5にも関連するのではという検討会のご意見がありますので、こちらの目標5にも追加で記載をいたしました。</p> <p>（2）の生涯を通じた健康づくりの支援については、若い世代の未接種について課題とされているHPVワクチンの接種の周知と、働く人の健康づくりに必要な企業や団体との連携、心と体の相談体制として男性向けの相談、自殺対策を記載しました。この中で、自殺対策の推進や育児不安の解消など、不安や悩みを抱える人に対する取組を記載しています。</p> <p>目標5については以上でございます。</p>
杉原会長	ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願ひいたします。
佐藤委員	リプロに関して、現状と課題では■生涯にわたる健康の確保と2ページに書いてあって、具体的な取組では（1）性に関する正しい理解の促進のほうに書いてあるのですが、リプロに関して文章立てしてもらってとてもよいと思いましたが、文章的にどうなのかと。
事務局	佐藤委員がおっしゃっているのは、現状と課題でリプロという用語が、二つの生涯にわたる健康の確保に出てくるが、具体的取組にリプロの記載が、ということですか。
佐藤委員	（1）の性の理解のほうに具体的な取組、書いてあるが、（2）の生涯にわたる健康の確保、健康づくりの支援のほうにはないというのは、どうなのかなと思ったのです。
事務局	生涯にわたる健康の確保のところとずれているというご意見だと思うのですが、リプロの視点を持つというところは、国の計画でも健康確保という視点においても大事であるというところはうたっておりまして、必ずしも、全く該当しないというところではあると思いますが、この位置については検討させていただきます。
杉原会長	ほかにご意見ございますでしょうか。 続きまして目標6について、よろしくお願ひいたします。
事務局	目標6について説明させていただきます。 はじめに資料1の体系図をご覧ください。下段の部分になりますが、目標6です。目標6が、当初は、先行して策定された政令市の計画を参考に、安心して暮らせる社会の実現という目標の名称としていましたが、検討会においても、

ありきたりの表現であり、もう少し別のものがよいとのご意見がありまして、国の女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025、女性版骨太の方針の中にある表現を参考に、こちらの名称に案を変更いたしました。「個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現」という形に案をさせていただきます。

目標 6 には、同じく、この資料 1 についてですが、施策の方向が三つあります。真ん中より少し左側です。(1) DV の根絶と DV 被害者への総合的な支援体制づくり、(2) セクシャル・ハラスメント、ジェンダーに基づく暴力防止対策の推進、(3) 困難な問題を抱える女性への支援の三つです。資料 4 の 5 ページも併せてご覧ください。

内容の構成としましては、資料 1 の左側の施策の方向の(1)から(3)まで、項目ごとにそれぞれ現状と課題が記載されまして、その後の、対応する具体的な取組が記載されています。資料 1 右側の具体的な取組①から、同じ項目について、現状と課題が順番に記載されている構成となっております。

はじめに、今回新たに盛り込まれた、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の市町村基本計画を含む(3)困難な問題を抱える女性への支援から説明します。資料 4 の 18 ページをご覧ください。

現状と課題として、八つの項目をあげています。この項目に対応する具体的な取組が 22 ページから記載されています。これは、平成 23 年の第 2 次行動計画から盛り込まれました、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画である(1)の DV の根絶と DV 被害者への総合的な支援体制づくりの構成を基にして、(3)の部分について記載をしています。

女性支援法の規定や基本方針により記載した主な点について説明いたします。

22 ページの現状と課題の■関係機関・民間支援団体との連携強化と協働の推進、現状の課題と具体的な取組は、同じく 24 ページの下段で⑧関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進のイに対応しています。ここでは、女性支援法に規定される支援調整会議を開催し、関係機関の代表者、実務者、個別の相談者を支援する関係者が集まって、支援の充実や連携強化を図ります。

また、民間団体との協働について、次の文に記載しています。女性支援法では、法の規定にこのことが記載されており、それは第 13 条と第 19 条に記載されていますが、女性への支援を民間団体と協働することや、団体に対して必要な支援を行うことが定められており、この項目の記載につながっています。

また、これまで売春防止法上では婦人相談員との名称でしたが、女性相談支援員という名称に変更されております。その女性相談支援員について、20 ページに、現状と課題として、■女性相談支援員、相談従事者の研修の充実、そして具体的な取組として 23 ページの④相談従事者の研修の充実に記載しています。

次に(1)の DV の根絶と DV 被害者への総合的な支援づくりについて説明します。

配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画部分になりますが、平成 6 年 4 月より施行された改正配偶者暴力防止法に基づき、基本計画の見直しが必要となっています。法の改正のポイントは大きく三つあります、1、保護命令制度

	<p>の拡充と保護命令違反の厳罰化、2、基本方針、都道府県基本計画の記載事項の拡充、3、協議会の法定化の三つです。基本計画への反映が必要な部分については、(1)被害者の自立支援のための施策、(2)国、地方公共団体、民間の団体の連携協力、この二つを必要的記載事項としています。</p> <p>D V被害者の自立支援に関すること及び民間団体との連携については、現状と課題については、11 ページ■自立支援策の充実、■関係機関・民間支援団体との連携強化と協働の推進に記載しています。具体的取組については、13 ページ下段の⑦、14 ページ⑧に記載しております。</p> <p>また、法改正のうち、協議会の法定化についてです。これは、関係機関等から構成される、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する協議会のこととで、法定協議会と呼ばれています。これは、都道府県は協議会の設置を努力義務とし、市町村はできる規定となっているものです。この法定協議会に関しては、現状と課題は 11 ページに書いてございます。具体的取組は 14 ページ⑧のイに記載しています。</p> <p>先ほど説明しました（3）の困難な問題を抱える女性への支援において、支援調整会議について説明しましたが、今の法定協議会と兼ねて開催することができ、新潟県においても、二つの会議を兼用して実施しています。本市でも、今後、同様の形での開催を検討しています。</p> <p>次に（2）セクシャル・ハラスメント、ジェンダーに基づく暴力防止対策の推進について説明します。資料4 の 16 ページです。</p> <p>このことについては、第4 次行動計画では目標6 に位置づけられていました。暴力防止については、女性に対する暴力についての記載をしていましたが、第5 次計画では、ジェンダーに基づく暴力防止とし、女性に限定しない内容となっています。</p> <p>目標6 についての説明は以上です。</p>
杉原会長	ご質問、ご意見、よろしくお願ひいたします。
佐藤委員	質問で、目標6 、ひとり親はどこを見れば分かりますか。
事務局	<p>ひとり親に関する記載としましては、22 ページになります。対策としては 21 ページに書いてあるのですが、■自立支援策の充実の項目の中に入っています。</p> <p>困難な問題を抱える女性の方として、ひとり親家庭ということで、このように掲載されていますが、22 ページの4 行目、「女性は男性と比較して」というところから始まる記載の中に、「非正規雇用で働く人が多く、収入も低いことが多い状況にあります。とりわけ、ひとり親や単身女性」云々ということで、ひとり親の方に関して記載をしております。最後のところで、「生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭が安心して暮らせるよう」という形で、支援に取り組む必要がありますということで、この2段落分、ここにひとり親家庭についての記載をしております。</p> <p>具体的取組につきましては、⑦自立支援策の充実のところに書いてございます。24 ページです。⑦のコです。「ひとり親家庭が安心して子育てや自立した生活が営めるよう」ということで、こちらに記載してございます。「家庭状況や</p>

	ニーズに応じた総合的な支援を行います」ということで、ひとり親家庭について記載しています。
佐藤委員	<p>それは承知しております。項目の中に、現状と課題、自立支援のところだけ書いてあるということは承知しております。</p> <p>前回の第4次のときはちゃんと具体的な取組にひとり親家庭が記載されていましたし、検討会のときにお示しいただいたさいたま市と浜松市ですね、北九州市は書いていなかったですが、やはり、さいたま市と浜松市はちゃんとひとり親家庭を項目立てて記載してありました。</p> <p>やはり、困難を抱えた女性と言ったとき、やはりひとり親家庭は、私たち、ひとり親家庭が、それも母子家庭ですね、母子家庭が生き生きと生活を、精神的にも経済的にもしていける社会がみんなにとってもすばらしい社会なのだとという基本的に私たちは考えておりますので、ひとり親家庭がどの程度幸福度があるかということがバロメータになると思っています。ですから、やはりひとり親家庭を項目、別立てにして、目標6の(4)、施策の方向のところに記載していただきたい、具体的な取組ということで、いくつもいくつもあります。母子連の人にも今来てもらっていますが、いくつもいくつも男女課や庁内でやっていただきたい具体的な取組がありますので、ぜひ、施策の方向、あるいは具体的な取組の中にひとり親家庭を別立てしていただきたいと思います。</p>
事務局	確認ですが、この目標6の中に、DV、セクシャル・ハラスメント、困難な問題を抱える女性、(4)としてひとり親家庭についてということなのでしょうか。
佐藤委員	願わくば。ただ、それが無理であれば、具体的な取組のほうに、項目、具体的な取組あげていただきたいし、前回は具体的な取組にあがっていたかと思うのですが、できれば施策の方向にあげていただくとありがとうございます。
事務局	新潟県の計画においてもひとり親家庭に関してはもちろん記載はあるのですが、ひとり親家庭だけ項目立てしているところは、県の目標にも確かにあったと思うのです。今の佐藤委員のお話の内容も含め、検討させていただきます。ご意見、ありがとうございます。
佐藤委員	ご提示いただいたさいたま市とか浜松市は項目立てしておりますので、それら、あれらを参考にしてご検討いただければと思います。
杉原会長	<p>なかなか今、困難なものも多様化てきて、それでまとめてしまうという形にもなっているかと思うのですが。重要な項目というか、そういうことを強調するということは確かに一つの考え方だと思います。</p> <p>ここにも出ていましたが、単身世帯とか、男女とも婚姻率が下がった、雇用が不安定になった時代からもう30年以上になりますので、そういう意味では、これからそういった人たちが高齢世帯に入っていく。ですから、老後の不安を抱えている、今の50歳代くらいのほうがすごく多いといいますか、しかも男女間の賃金格差というものがありますので、やはり女性の老後に対する不安というのが非常に大きいという経済的な問題はやはりいろいろあるかと。これから大きな問題になっていくかと思うのですが、ひとり親世帯というものが、かねてより非常に問題になってきたということ。しかも、特に大人ひとり世帯でし</p>

	<p>ようか、そこが非常にやはり負担が大変な状態になっているということなので、一応、そういうポイントと言うのでしょうか、重点ポイントみたいな、そういうものがあってもいいかなと思いました。</p> <p>D Vとかセクハラとか、私はジェンダーに基づく暴力、うちの学生とかは性暴力の被害、性犯罪でしょうか、犯罪の被害に遭ってしまうというような、あまり表ざたにはならない部分でD V被害に遭っているという事例をよく見ますので、私はこの（2）のほうに関心があるので、それは立てていただいているので非常にありがたいと思っております。</p> <p>いろいろご意見ありますので、ご検討をよろしくお願ひいたします。</p> <p>ほかに皆さん、何かありますでしょうか</p>
佐藤委員	<p>検討会にも出ていながら、なおもここでお話させていただくということは、大変後ろめたいところもあるのですが、検討会でもお話させていただいてこの案に反映されていないこと、なおもお話させていただければと思います。</p> <p>1番は、13ページ、具体的な取組⑥総合的な相談支援体制の充実ということがあげられていますが、検討会でも何度も申し上げましたが、すべての女性が対象になった、困難を抱えた女性たちの相談支援を行うには、ここにも書いてありますが、女性のニーズに合わせた円滑で切れ目のない支援を行うことが重要だとなっています。でも、今、この新潟市の女性相談支援員、各区の女性相談支援員、そして配偶者暴力相談支援センターの職員というこの体制で本当に可能、できるのかどうか。そこを手つかずにして、手つかずというか、そこを強化せずしてこの困難を抱えた女性支援法の具体的な事業が展開できるのか、本当に不安です。というか、どうなのでしょうかという気持ちですので、財政的な問題もあろうかとは重々承知しているのですが、やはり大胆な組織変更を含めた体制強化が必要ではないかと思っておりますので、ぜひ。例えば県でいえば、今、各市町村に女性相談員を配置するという目標を掲げていますし、女性相談支援センターではコーディネーターの配置を増員しています。ですから、そういう体制強化に向けてぜひ検討していただきたいと思います。という要望。ということを盛り込んでもらいたい。こここの、13ページの⑥の総合的な相談支援体制の充実のところに、行います、何度も言いますが、女性センターアルザをもっと女性相談支援センター的な機能を持たせたものにする、できるような表現をここに入れてもらうとありがたいです。</p>
杉原会長	<p>皆様、また書面で修正とかご意見などをご提出いただけたらと思います。</p> <p>皆さん、急かして申し訳ないのですが、時間が押していますので、ご意見、どうもありがとうございました。</p> <p>目標6については、また今後、いろいろ検討が入っていくと思いますが、ここでとりあえず終了ということにいたしまして、最後に施策の体系（案）について、説明を含めて10分程度質疑ということで行っていきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご覧いただきますのは、各委員の意見が書いてある資料3の16ページと、資料1のA3の施策の体系（案）についてです。</p> <p>資料3の16ページの全般についてのご意見が書いてあるのですが、79番か</p>

	<p>ら 81 番、ご意見をいただきました。やはり目標 6 の名称についてのご意見を寄せていただいております。</p> <p>先ほど目標 6 の説明でも申し上げましたが、国ですとかほかの自治体の例を見ながら事務局で検討させていただきました。先ほど目標 6 でも説明しましたが、国の女性活躍・男女共同参画の重点方針、今年の重点方針、いわゆる女性版骨太の方針にあった用語なのですが、こちらの表現を参考にして、事務局としては、「個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現と」いう形で名称を変更いたしました。</p> <p>そのほかの全般ということで、目標 1 から 6 までの目標の配置の順番ですか、施策の方向性の記載の順番についてもご意見をちょうだいしました。これもほかの自治体の例を見ながら検討を行いましたが、事務局としては修正なしとさせていただきました。</p> <p>私からは以上です。</p>
杉原会長	<p>ご意見、ご質問、よろしくお願ひいたします。</p> <p>今までの目標 1 から 6 で話してきたことと同じ感じでしょうか、要するに。ですから、体系のことでもし何かありましたらお願ひいたします。</p>
佐藤委員	ひとり親家庭に関してご検討いただくという、施策の体系の中に組み込んでくださいというのはご検討いただくことでいいですね。
事務局	はい。
杉原会長	<p>名称も変わりましたが、こちらのほうがいいような気は確かにいたします。</p> <p>もしなければ、あとは書面でのご意見提出ということで、よろしくお願ひいたします。</p> <p>皆様のご遠慮がちなご協力のおかげで、本日の議事は終了いたしましたが、事務局のほう、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>続きまして次第 3 、その他です。今、会長からもご説明いただきましたが、本日の審議内容に関するご意見は、8 月 12 日火曜日までに、意見記入シートのご提出をお願いいたします。データは 7 月 29 日にお送りしたものをご利用いただくか、もしくは本日のペーパーをご利用ください。この意見集約後、事務局で修正後の案をまた作成いたします。</p> <p>第 4 回、9 月 12 日ですが、本日ご審議いただいた目標 1 から 6 のほかに、今度は各目標ごとの指標の設定を、事務局案をご提示しますので、そういったものも含め、計画全体の案をお示ししたいと考えております。</p> <p>最後にもう 1 点お知らせです。本日机上にアルザにいがたで発行しております情報紙アルザの最新号と主催講座のチラシを配布いたしました。</p>
事務局	<p>7 月末に発行されたばかりの情報誌アルザをお配りさせていただきました。年に 4 回、こういった情報紙を発行しております。</p> <p>現在、募集中の講座のチラシ、秋は講座開催が多いので 4 枚あるのですが、1 枚目の水色の「ジェンダーとメディアリテラシー」というものは、定員に満たないため、まだ募集しておりますので、周りにご興味のある方がいらっしゃいましたら、アルザにいがたにお申込みいただければと思います。</p> <p>あと、フルカラーのパパスキル U P という男性の生き方講座子育て期という</p>

	ものですが、第3回の大変好評のぶっちゃけトークの講師に吉田委員を毎年お願いしております。アルザにいがたのご案内ということで、本日お配りさせていただきました。
事務局	以上を持ちまして、第3回審議会を終了いたします。お忙しい中、委員の皆様、ご出席ありがとうございました。